

— 目次 —

- 平成30年2月の税務
- 中小企業の賃上げ動向

いつもお世話になっております。

寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。
お風邪など召ませぬようお気を付けください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成30年2月の税務

2/13

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2/28

- 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)

- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

＜税務/会計ピックアップ＞

中小企業の賃上げ動向

経済産業省より平成 29 年「企業の賃上げ動向等に関するフォローアップ調査」の結果が発表されました。この調査は大企業と中小企業とを分けて調査され、大企業は 2,001 社中 364 社が回答、中小企業・小規模業者 30,000 社のうち 8,310 社が回答しました。

◆中小企業 7 割近くが積極的に賃上げを実施

平成 29 年度に常用労働者の賃上げを実施した大企業は 89.7%(前年度 90.1%)、正社員の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者は 66.1%(前年度 59.0%)となりました。前年と比較すると中小企業が積極的に賃上げを行っている傾向がうかがえます。

◆賃上げをする理由・しない理由

中小企業・小規模事業者が賃上げを実施した理由についてベスト 5 は次の通りです。

- ①人材の採用・従業員の引き留めの必要性 (49.2%)
- ②業績の回復・向上 (34.3%)
- ③他社の賃金動向 (21.6%)
- ④最低賃金引き上げの為 (11.4%)
- ⑤業績連動型賃金制度のルールに従った (9.1%)

一方で賃金を引き上げていない理由としては「業績回復、向上が不十分」72.6%が最も多く、賃上げを実施していない企業は業績が低迷している事がうかがえます。

賃上げ額は、正社員 1 人当たり平均賃金の引き上げを実施した企業での年額をみると 100,000 円以上が最も多く、従業員規模が小さい企業ほど引き上げ額は大きくなる傾向にあります。引き上げ率は 1%~2%が最も多く、こちらも従業員規模が小さいほど引き上げ率が高くなっています。

◆月別賃金引き上げ方法等

引き上げの方法は定期昇給時に上げた企業が約半数と最も多く、賃金表を含む賃金規定を採っている企業は 61.0%でした。

人員計画については人手不足を感じている企業は 66.4%であり、正社員の非管理職 74.5%、管理職 29.1%が不足していると答えています。

採用方法はハローワークが最も多く 78.7%です。次いで従業員や知人の紹介、36.9%、求人サイト 32.9%と続いています。

◆◆あとかき◆◆

先日、とあるコラムを読んでいて初めて知った言葉。「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る」意味をご存じの方の方が多いとは思いますが・・・1月は正月があり、2月は他の月より短く、3月は年度末なので忙しい。こうした事から、1・2・3月は日が早く過ぎる（やることが多いのに思うように進まない）という意味だそう。確定申告の時期になり、弊社も慌ただしいシーズンに突入しております。今日 近くの税務署に行ったら、確定申告窓口は待ち時間が1時間以上 となっていました。確定申告が必要な方は、是非お早めにされることをお勧めいたします！